

石綿含有建材調査者講習受講資格

※別紙

【受講資格】 以下(1)から(11)までのいずれか該当する番号を申込書にご記入ください。

- (1)労働安全衛生法別表第18条第23に掲げる「石綿作業主任者技能講習」を修了した者
- (2)学校教育法による大学（短期大学を除く）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を、修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務を有する者
- (3)学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。（4）において同じ。））、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
- (4)学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）
- (5)学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
- (6)建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
- (7)労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる「特定化学物質等作業主任者技能講習」を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者
- (8)建築行政に関して2年以上の実務経験を有する者
- (9)環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者
- (10)労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
- (11)労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者

【受講資格の確認とそれを証明する書類の提出】

1. **受講者が(2)から(11)に該当する** ことについて、事業主から、予約フォームまたは仮予約受付メールからダウンロードできる**事業主証明書**にて証明していただきます。
《事業主証明書について》
 - 1-1. 代表者様本人が受講される場合は、他の役員の方のお名前でご証明ください。
 - 1-2. 個人事業主の方は、元請又は同業者にご証明いただけてください。
 - 1-3. 従事年数が複数の会社にわたっている場合、一社につき一枚、事業主証明書を記入したものをあわせてお申し込みください。
 - 1-4. 事業主証明書における①～⑪、全て漏れなくご記入ください。
 - 1-5. 事業主証明欄に限り、記入の際間違えた場合は訂正印を押印の上訂正をお願いいたします。
2. お申し込みの際は、1の「事業主証明書」で事業者から証明済の次の書類を、**7日以内に仮予約受付メールに添付の URL よりアップロード**してください。※受講資格(1)でお申し込みの場合は事業主証明書はいりません。修了証のコピーまたは写真をアップロードください。
3. **受講当日は2でアップロードいただいた書類の原本を提出または提示**していただきます。お忘れのないようお願いいたします。
《当日》講習資格に対する提出書類早見表
 - ・ (1) (7) ; 修了証の原本 (提示)
 - ・ (2) (3) (4) (5) ; 卒業証明書 (提出)
 - ・ (8) (9) (10) (11) ; 在籍証明書 (提出)